

名護市新規創業雇用支援事業 募集要項

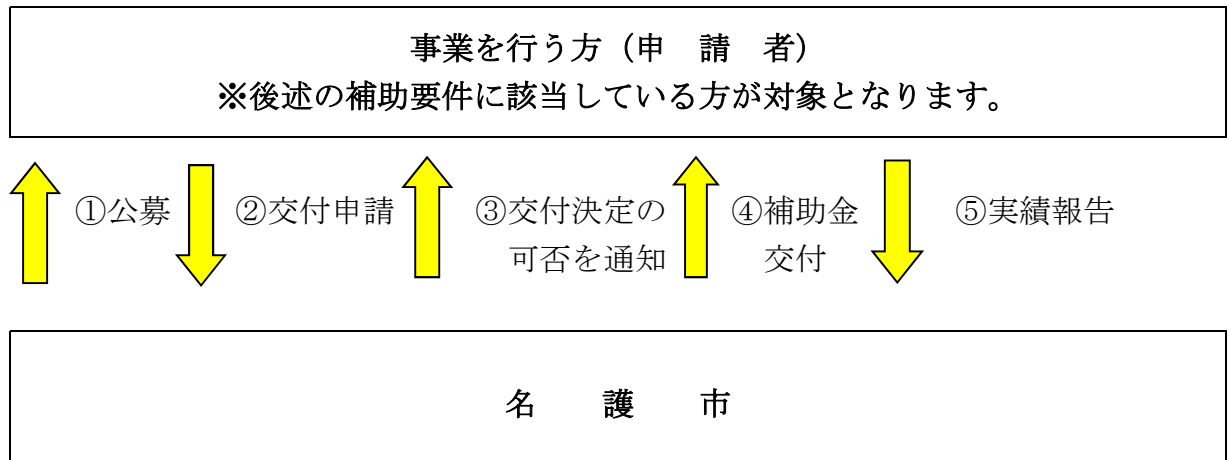
1. 事業の概要

(1)目的

市内で新たな起業と雇用を創出する新規創業間もない中小企業者・小規模企業者に対し、対象雇用者に対する貸金費用の一部を補助することにより、雇用の継続、雇用の安定化を図ることを目的に、「名護市新規創業雇用支援事業」を実施します。

(2)事業の仕組み

事業の仕組みは、以下のとおりです。



2. 補助対象者

事業の申請時において市内で3年以内に創業した中小企業者・小規模企業者。補助事業の対象となる者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で新規創業した者であって、市内に主たる事務所又は事業所を有する者
- (2) 法人市民税又は市税に滞納がない者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第1号)に定める営業を行う者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請された者ではないもの
- (5) 補助事業を適確に遂行するに足る能力を有する者。ただし、宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体ではないもの
- (6) その他市長が不相当と認める事業者でないこと

3. 補助の交付要件及び補助金の額

(1) 補助の対象となる雇用者の要件

- ① 対象となる雇用者は市内に住所を有する者で、事業主により新に雇用された正社員であること。
- ② 対象となる雇用者を雇用した日から起算して6ヵ月の雇用期間があること。
- ③ 対象となる雇用者の基本給が対象期間中の最低賃金額（時間額）以上あること。

※最低賃金額（時間額）＝月給÷1箇月平均労働時間

- ④ 対象となる雇用者を雇用しなくなったときは、当該補助金は交付しない。
- ⑤ 対象となる雇用者を雇用した事業主が、当該対象雇用者を交付対象として本市の雇用に関する他の奨励金、助成金等の交付を受けた場合は、上記①～③にかかわらず、当該対象雇用者については補助金の交付対象としない。

(2) 補助金の額

対象となる雇用者1人につき15万円以内とする。

（ただし予算の範囲内で交付）

交付は1回限り（過去に同補助金を活用していない事業者）とし、対象となる雇用者2人までとします。

(3) 補助対象期間

補助金の交付を決定した日から当該決定した日の属する年度の3月31日までとする。

(4) 補助金の交付申請

補助金の交付の申請をしようとする対象事業主は、必要な書類を提出してください。

(5) 必要書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 事業実施計画書（様式第2号）
- ③ 新規創業が確認できる資料（定款及び登記簿謄本、開業届け等）
- ④ 会社案内等事業概要の確認ができる資料
- ⑤ 法人市民税又は市税を滞納していないことを証明する書類（完納証明書）
- ⑥ 対象雇用者を新たに雇い入れたことが証明できる書類（公共職業安定所求人票、紹介状等）
- ⑦ 対象雇用者の労働契約書及び基本給が確認できる書類
- ⑧ 対象雇用者の住民票
- ⑨ 対象雇用者の6月以上出勤状況が確認できる出勤簿の写し
- ⑩ 対象期間における対象雇用者の6月以上賃金支払状況が確認できる賃金台帳などの写し

4. 応募について

(1) 応募方法

以下の提出書類を持参または郵送にて名護市商工・企業誘致課へ提出してください。

・ 正本(申請書・提出書類一式) : 1部(片面印刷)

※申請書類は名護市役所商工・企業誘致課HPからダウンロードできます。
(<http://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2020042200020/>)

(2) 応募期間及び交付上限件数

	応募期間	交付上限件数
前期	令和4年5月9日(月)～令和4年8月31日(水)	2件
後期	令和4年9月12日(月)～令和4年12月16日(金)	2件

受付時間：土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで
予算に達し次第、応募は終了となります。

※注意事項

- ①書類に不備等がある場合は、審査の対象とならない事がありますので、申請書類等の確認を必ず行い提出してください。
- ②FAX及びメールによる提出は受け付けません。
- ③提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

(3) 申請に関する注意

- ①応募に関しては、一申請者1件とします。
- ②交付決定された場合でも、補助金交付額は、審査、査定などの結果、申請額と異なる場合があります。

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒905-0014 沖縄県名護市港二丁目1番1号 名護市民会館2階
名護市 商工・企業誘致課 商工係
TEL：0980-53-7530

受付時間：8：30 ～ 17：15（土・日・祝祭日・12：00～13：00は除く）

5. 審査及び交付決定

(1) 審査方法

申請された内容について、審査を行います。審議結果を踏まえ、補助金を採択します。

(2) 交付決定

交付の決定は、市から申請者に通知します。

(3) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても決定を取り消し、補助金の返還請求を行うことがあります。